役員選出の方法に関する規定

第１章　目　　的

第１条　この規定は、本会議所定款第１８条により、本会議所の次年度の役員（理事長、副理事長、専務理事、監事、理事）の選出の方法を定めたものである。

第２章　理事長、監事選出委員及び理事の選挙管理委員会

第２条　理事長、監事の選出委員及び理事を選挙により選出するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会をおく。

第３条　選挙管理委員会は、委員長１名、委員４名の定員５名とし、委員長は理事のうちから、委員は、正会員のうちから、当該理事長が理事会の承認を得て毎年５月２０日迄に各々指名により選出する。
委員の欠員の生じた時は、その補欠は、前項に準じ理事長がこれを指名する。

第４条　選挙管理委員会の任期は、９月総会までとする。但し、理事会の決議により任期を延長することが出来る。

第５条　委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して選挙の管理及び執行に関して責任を任ずる。

第６条　選挙管理委員会の議事は５分の４の出席を要し、出席委員の過半数で決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

第３章　理事長、監事の選考委員会

第７条　次年度の理事長及び監事を選出するために、理事長、監事選考委員会をおく。（以下選考委員会と称する。）

第８条　選考委員会は、現在の理事及び理事経験者のうち６名と、正会員の理事長経験者によって組織され、委員長には当該理事長がこれにあたる。

第９条　選考委員会は、６月の例会出席正会員より６名無記名投票によって選出する。尚、最低位同得票の場合には、ＪＣ歴の多いものを上位とする。

第１０条　選考委員会の被選挙権は、理事経験者で５月末に於て正会員であるものとする。

第１１条　６月例会にＪＣ公務のため出席できない場合は、選挙管理委員長に届け出た上、６月１日から６月８日までの期間事務局にそなえつけた投票箱に不在者投票できる。

第４章　理事長、監事の選出

第１２条　理事長、監事選考委員会は、委員全員の合議によって、次年度の理事長１名及び次年度の監事２名以上を選出する。但し、委員の５分の４以上の出席を要し、且つ賛成３分の２以上を以って決する。

第１３条　前条によって選出された次年度の理事長、及び監事は、当該年度の５月末現在において正会員であることを要する。但し、下記に掲げるものは、被選挙権者となり得ない。

（１）会費納入を遅滞しているもの。

（２）次年度に於て正会員の資格のないもの。

（３）理事経験のないもの。

第１４条　選考委員会は、本章の定めるところに従い、次年度の理事長、監事を選出した上、遅くとも７月定例理事会日までに、その氏名を理事会に通知しなければならない。

第５章　理事選挙

第１５条　次年度の理事（理事長及び監事を除く）のうち５月末現在の正会員数の１０％（整数）の理事を、正会員の直接選挙により選出する。

第１６条　選挙の行われる当該年度の５月末現在の正会員は、理事の選挙権を有する。
但し、会費の納入を遅滞しているものを除く。

第１７条　選挙の行われる当該年度の５月末現在の正会員は、理事の被選挙権を有する。
但し、下記に掲げるものは除く。

（１）昨年、本年において連続して役員の地位にあるもの。
（２）選考委員会において、次年度の理事長及び監事に選出されたもの。
（３）次年度において正会員の資格のないもの。
（４）会費の納入を遅滞しているもの。
（５）入会１年未満のもの
（６）過去１年間の出席率６０％以下のもの。

第１８条　選挙管理委員会は正会員の資格を調査し、選挙人および被選挙人名簿を作成した上、7月定例理事会の翌日より、本会議所に備付けて正会員の縦覧出来るようにしなければならない。

第１９条　前条名簿に不備があった場合は、有権者は縦覧期間内に理由を記載した文書を以って選挙管理委員会に意義を申立てることができる。この場合、選挙管理委員会は、速やかにこれを調査し意義申立てを認めた場合、前条名簿への追加、或いは更正を意義申立日より５日以内にこれを行い、且つ速やかにその決定を通知しなければならない。
但し、縦覧期間経過後の異議申出は認めない。

第２０条　選挙管理委員会は、被選挙人名簿及び選考委員会により選出された次年度の理事長及び監事の氏名を選挙執行日の３日前迄に到着するよう有権者に交付若しくは、送付しなければならない。

第２１条　投票は、有権者１名につき１票、選挙すべき理事の数だけ記し、無記名にて郵送により行う。選挙すべき理事の数より多く若しくは、少なく記載されたものは無効とする。郵送は普通郵便によるものとし、投票日迄の消印のあるものを有効とする。その他投票の有効、無効は選挙管理委員会に一任する。

第２２条　開票は、選挙管理委員会及び当該監事の立会いの上、これを行なわなければならない。

第２３条　得票多数の上位者をもって理事当選とし、下位に同数得票があって順位が決まらない時は、選挙管理委員会及び監事立会いの上、当該理事長の推薦により決定する。

第２４条　選挙管理委員会は、当選者が確定したときは、速やかに当選者の氏名を理事会及び正会員に通知しなければならない。

第６章　理事、副理事長及び専務理事の指名選出

第２５条　次年度の理事長は、前章に定める理事選挙によりその当選者が確定した後に残りの理事を指名により選出する。次年度の理事長によって指名選出された理事は、当該年度の５月末現在において正会員たることを要する。但し、下記に掲げるものは、被選者となり得ない。

（１）選考委員会において監事に選出されたもの。

（２）第５章に定める理事選挙によって当選が確定したもの。

（３）次年度において正会員の資格なきもの。

（４）会費の納入を遅滞しているもの。

第２６条　次年度の理事長は、前条の理事の指名選出後直ちに選挙により選出された理事及び指名により選出された理事の全員の中から次年度の専務理事及び副理事長２名以上を指名により選出する。

第２７条　次年度の理事長は、指名により選出された次年度の理事、専務理事及び副理事長の氏名を当該年度中に開催される総会の前迄の理事会に通知しなければならない。

第７章　通知、報告、承認

第２８条　当該理事長は、本規定の定めるところによって選出された次年度の役員の氏名を速やかに全会員に通知しなければならない。

第２９条　当該理事長は、当該年度中に開催される総会に於て選任せられた次年度の役員を改めて報告するとともに、役員の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第８章　役員の補充選任

第３０条　本規定によって選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要性が生じたときは、当該理事長が正会員の中より指名によって選出し補充する。　その指名選出は、第２５条に準じて行うものとする。現在の理事長は、役員の補充選任が行われた以後最初の総会に於て役員選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

細　　則

第３１条　本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附　　則

本規定は、昭和５８年１月１５日総会承認時より施行する。

改訂：平成９年１月１９日